

甲 第 102 号 議 案

岡山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市税条例の一部を改正する条例

岡山市市税条例（昭和 25 年市条例第 47 号）の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項中「， 市民税」を「市民税」に改め，「前項に定める事由に該当することとなつた日以後最初に」を削り，「， これを市長に」を「市長に」に改め，同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし，市長が，当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，市民税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。

第 31 条第 2 項第 3 号中「理由」を「事由」に改め，同条第 3 項中「よつて，」を「より」に，「場合は」を「場合には」に改める。

第 50 条第 2 項中「， 固定資産税」を「固定資産税」に，「これを市長に」を「市長に」に改め，同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし，市長が，当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり，かつ，固定資産税を減免する必要があると認める場合は，この限りでない。

第 50 条第 2 項第 5 号中「事由」の次に「及び前項第 1 号の固定資産にあつては，その被害の状況」を加え，同条第 3 項中「， 固定資産税」を「固定資産税」に，「止んだときは」を「消滅した場合には」に改める。

第 113 条第 2 項中「よつて」を「より」に改め，同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第113条第3項中「よつて」を「より」に改める。

附則第3条の2を次のように改める。

### 第3条の2 削除

附則第9条の2の2第21項を削り、同条第20項を同条第21項とし、同条第19項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第9条の2の2第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第27項を同条第28項とし、同条第26項を同条第27項とし、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第26項とし、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第25項とし、同条第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9条の3第2項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同条第3項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18

項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第9条の5の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3条の2の改正規定は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の岡山市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の

一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、固定資産税等の課税標準の特例措置その他所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 103 号 議 案

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

岡山市地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 28 年市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 6 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、地方活力向上地域における固定資産税の特例の適用を受けるための計画の認定期限を延長するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 104 号 議 案

岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例の制定について  
岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市スポーツ・文化振興基金条例の一部を改正する条例  
岡山市スポーツ・文化振興基金条例（昭和62年市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置の目的）

第1条 次に掲げる目的のために必要な財源を確保するため、岡山市スポーツ・文化振興基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) 市民のスポーツ・文化の振興
- (2) 国際現代美術展「岡山芸術交流」の開催

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国際現代美術展「岡山芸術交流」の開催を設置目的に追加する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 105 号 議 案

岡山市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

岡山市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例（平成20年市条例第92号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 106 号 議 案

岡山市地域密着型サービス運営委員会設置条例の一部を改正する条例の制定  
について

岡山市地域密着型サービス運営委員会設置条例の一部を改正する条例を次のように制定  
するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市地域密着型サービス運営委員会設置条例の一部を改正する条例

岡山市地域密着型サービス運営委員会設置条例（平成 23 年市条例第 22 号）の一部を  
次のように改正する。

題名中「地域密着型サービス」の次に「等」を加える。

第 1 条中「地域密着型介護予防サービス事業者」の次に「並びに介護予防支援事業者」  
を、「岡山市地域密着型サービス」の次に「等」を加える。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(4) 介護予防支援事業者の指定に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、介護予防支援事業者の指定に関することを所掌事務とし  
て追加するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 107 号 議 案

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例の制定について

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を  
次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正  
する条例

岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年市条例第9  
6号）の一部を次のように改正する。

第48条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、保育所に置く保育士の数の基準は、改正後の第48条第2項の規定にかか  
わらず、なお従前の例による。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正  
に伴い、保育所における保育士の配置基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとす  
るものである。

甲 第 108 号 議 案

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定め  
る条例（平成 26 年市条例第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項の表 1 の項中「30 人」を「25 人」に改め，同表 2 の項中「20 人」を  
「15 人」に改め，同表備考 3 中「前 2 項」を「この表の 1 の項及び 2 の項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間，幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育に直接従事する職員の  
数の基準は，改正後の第 5 条第 3 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

提案理由

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準（平成 26 年  
内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）の一部改正に伴い，幼保連携型認定こども園

における園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置基準を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 109 号 議 案

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

岡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年市条例第121号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事

業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は，改正後の第29条第2項，第31条第2項，第44条第2項及び第47条第2項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い，小規模保育事業所A型等における保育士及び保育従事者の配置基準を改めるため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 110 号 議 案

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

岡山市幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成30年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「20人」を「15人」に，「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間，認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の数の基準は，改正後の第4条第1項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

提案理由

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部改正に伴い，

認定こども園における教育及び保育に従事する者の配置基準を改めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 111 号 議 案

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市漁港管理条例の一部を改正する条例

岡山市漁港管理条例（昭和48年市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第12条第1項中「法第39条第1項」を「，法第39条第1項」に，「採取又は」を「採取若しくは」に改め，「受けた者」の次に「又は法第43条第4項に規定する認定計画実施者（法第44条第1項に規定する認定計画において法第42条第2項第2号及び第3号に掲げる事項（水面又は土地の占有に係るものに限る。）又は法第50条第1項各号に掲げる事項を定めた者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い，漁港区域内の水域等における占有料を納付すべき者として漁港施設等活用事業に係る実施計画の認定を受けた者を追加する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 112 号 議 案

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市風致地区条例の一部を改正する条例

岡山市風致地区条例（平成 21 年市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 113 号 議 案

岡山市災害救助基金条例等の一部を改正する等の条例の制定について

岡山市災害救助基金条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 6 月 10 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市災害救助基金条例等の一部を改正する等の条例

(岡山市災害救助基金条例の一部改正)

第1条 岡山市災害救助基金条例(昭和39年市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市土地開発基金条例の一部改正)

第2条 岡山市土地開発基金条例(昭和44年市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市交通遺児激励基金条例の一部改正)

第3条 岡山市交通遺児激励基金条例(昭和49年市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市老人福祉唐川基金条例の一部改正)

第4条 岡山市老人福祉唐川基金条例(昭和51年市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中「もつとも」を「最も」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市立図書館福武基金条例の一部改正)

第5条 岡山市立図書館福武基金条例(昭和51年市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条中「もつとも」を「最も」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市学童校外事故共済基金条例の一部改正)

第6条 岡山市学童校外事故共済基金条例(昭和52年市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市奨学金荒木基金条例の一部改正)

第7条 岡山市奨学金荒木基金条例(昭和53年市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「もつとも」を「最も」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市立オリエント美術館基金条例の一部改正)

第8条 岡山市立オリエント美術館基金条例(昭和54年市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第3条中「もつとも」を「最も」に改め、同条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市立オリエント美術館美術品購入準備基金条例の一部改正)

第9条 岡山市立オリエント美術館美術品購入準備基金条例(昭和55年市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「もつとも」を「最も」に改め、同条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市障害者福祉岡崎基金条例の一部改正)

第10条 岡山市障害者福祉岡崎基金条例(昭和58年市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市愛の泉基金条例の一部改正)

第11条 岡山市愛の泉基金条例(昭和62年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市公共施設等整備基金条例の一部改正)

第12条 岡山市公共施設等整備基金条例(昭和63年市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市国際交流基金条例の一部改正)

第13条 岡山市国際交流基金条例(平成元年市条例第10号)の一部を次のように改正

する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市一般廃棄物処理施設整備基金条例の一部改正)

第14条 岡山市一般廃棄物処理施設整備基金条例（平成元年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市地域福祉基金条例の一部改正)

第15条 岡山市地域福祉基金条例（平成3年市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市ふれあい公社基金条例の一部改正)

第16条 岡山市ふれあい公社基金条例（平成4年市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市学校教育施設等整備基金条例の一部改正)

第17条 岡山市学校教育施設等整備基金条例（平成12年市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市消防団藤原基金条例の一部改正)

第18条 岡山市消防団藤原基金条例(平成14年市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市立図書館基金条例の一部改正)

第19条 岡山市立図書館基金条例(平成15年市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市協働のまちづくり秋山基金条例の一部改正)

第20条 岡山市協働のまちづくり秋山基金条例(平成16年市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市駅西地区にぎわい創出支援基金条例の一部改正)

第21条 岡山市駅西地区にぎわい創出支援基金条例(平成17年市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市地域振興基金条例の一部改正)

第22条 岡山市地域振興基金条例(平成17年市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市御津地区学校教育施設整備基金条例の一部改正)

第23条 岡山市御津地区学校教育施設整備基金条例（平成17年市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市市民協働の学校づくり基金条例の一部改正)

第24条 岡山市市民協働の学校づくり基金条例（平成17年市条例第117号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市ハレカハーフ基金条例の一部改正)

第25条 岡山市ハレカハーフ基金条例（令和4年市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(岡山市労働会館建設等基金条例の廃止)

第26条 岡山市労働会館建設等基金条例（昭和39年市条例第31号）は、廃止する。

(岡山市ふれあい観光基金条例の廃止)

第27条 岡山市ふれあい観光基金条例（平成元年市条例第11号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

基金の管理方法について有価証券による保管を明記する等のため、関係条例の一部を改正等しようとするものである。